安全・安心まちづくり推進地区の指定について

1 経緯

平成17年4月に文京区安全・安心まちづくり条例(平成16年12月文京区条例第33号。以下「条例」という。)を施行し、より地域の特性に合わせた支援を進めていくため、条例第17条の規定により、特定の施策を推進する地区を指定してきた。

この度、防犯対策を推進する地区の新たな地域指定について、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則(平成17年3月文京区規則第45号)第4条の規定による申請があったので、安全・安心まちづくり協議会に諮るものである。

- 2 指定申請のあった地区と内容
- (1) 地区名

林町南町会地区(防犯対策を推進する地区)

- (2) 団体名及び代表者 林町南町会 会長 長谷川 陽一 氏
- (3)申請内容 別紙申請書参照
- (4) 地区の範囲

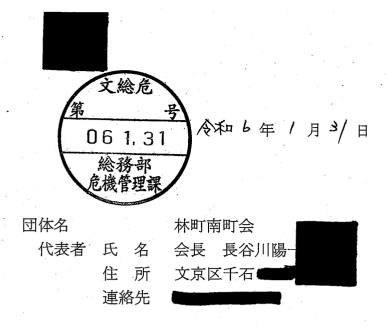
千石一丁目1番~4番、12番~13番、15番、千石二丁目40番~46番

3 地区指定の手続(予定を含む。)

令和6年1月31日 推進地区指定の申請 令和6年3月27日 第49回安全・安心まちづくり協議会開催 令和6年4月17日から令和6年5月16日まで該当地域の区民意見聴取 令和6年6月 推進地区指定の決定

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、 安全・安心まちづくりに係る特定の施策として、自主防犯パトロールなどを行 う地区をいう。 別記様式第1号(第4条関係)

文京区長 殿



文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり、安全・安心まちづくりを実践している地域を文京区安全・安心まちづくり推進地区として指定するよう申請します。

記

1 申請理由

林町南町会は区内北側にあり、周囲を大きな町会(林町町会、原町町会、原町西町会)、大きな幹線道路(不忍通り、白山通り)に囲まれています。幸い幹線道路からは少し離れており、そのため非常に閑静で穏やかな地域です。

一方、狭い道路に木造家屋が密集し、互いの幹線道路への双方向の抜け道もあり、 閑静ではありますが、不届き者にとっては潜みやすい死角も、多数存在します。

また、町会内には区立中学校(第十中学校)があり、町会周辺には区立小学校(明 化小学校・林町小学校)・幼稚園・保育園なども多数存在し、行政サービスの拠点で もある大原地域活動センターへ向かう人など町会内を多くの人が行き来します。

町会の構成戸数は全戸 420 世帯のうちの 330 世帯です。75 歳以上のご高齢者は把握できている限りでも 100 名を超えます。こうしたご高齢者を始めとする町会住民や、域内の園児や児童・生徒が安全に安心して過ごす為にも、必要な範囲で防犯の意識の向上と具体的な備えを講じたいと考えました。

2 申請内容(指定希望範囲も明記する。地図等も添付する。)

林町南町会では、これまでの間、富坂警察署による協力の下、地域の防犯に関する情報共有や防犯意識の向上を図ってきましたが、今後、防犯カメラの設置を検討するなど、より一層、地域の安全を確保するため、「防犯対策を推進する地区」の指定を申請致します。

なお、指定希望区域については、別紙地図のとおりです。

3 安全・安心まちづくり推進地区の指定を希望する地域の名称

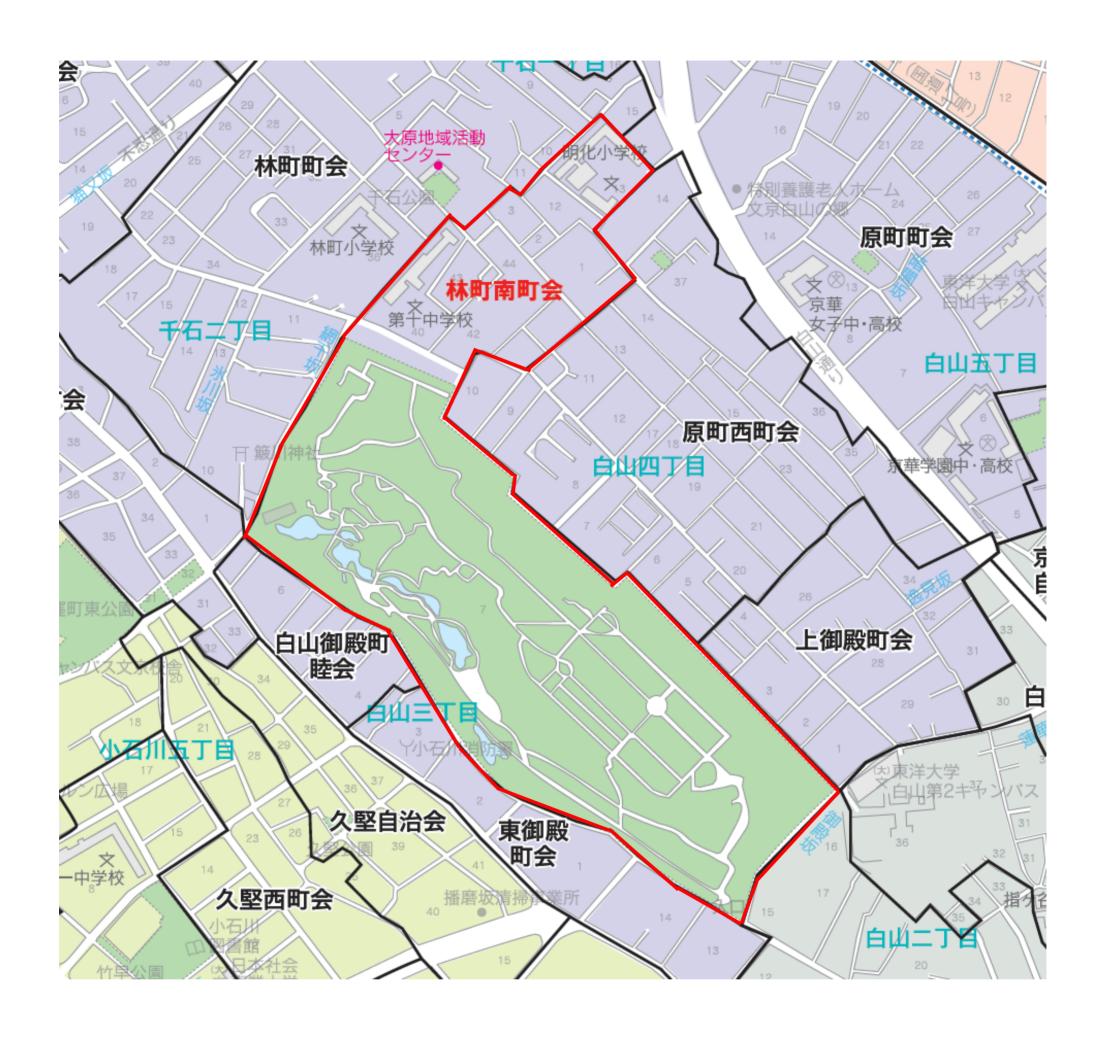
林町南町会地区

4 指定を希望する期間

指定後3年間

5 安全・安心まちづくりを推進するための地域活動の状況(詳細に記載)

- (1)これまでの地域活動(実績)
 - ・町会役員・サポーターによる町会巡回(防犯ベスト着用) (具体的な実績)
 - ・町会掲示板(町会10箇所)の掲示物貼り替え時(月に3~5回) 警察・消防から提供される啓発資料の掲示
 - ・年8~10回行う防蚊剤散布時にも防犯ベスト着用する(参加者毎回6名前後)
 - ・町会役員会(毎月第1日曜日18時から)において、防犯に関するテーマで情報交換
 - ・役員・サポーター有志による不定期なゴミ出し場所のチェック
 - ・警察・消防等の協力による訓練・講話によって会員の意識の向上、対策の強化を図る。
 - ・年末に行う夜警
- (2)今後の活動内容(予定又は今後の希望)
 - (1)これまでの地域活動を引き続き実施
 - ・防犯カメラの設置を検討



富坂警察署 所見【林町南町会】

林町南町会地区は、富坂警察署管内の北側付近に位置しております。

同地区は、不忍通りや白山通り、春日通りに囲まれ、幹線道路から離れた地区で閑静な住宅街であるが、これらの幹線道路への抜け道としての通行や、南側に 隣接する小石川植物園に訪れる観覧客等で人通りの多い地区であります。

また、この地区及び周辺では、特殊詐欺の予兆電話、いわゆる「アポ電」が数多く入電しており、その中でも、官公署を騙った「還付金詐欺」や通信会社・その他関連会社等を騙った架空請求事案が数多く入電しており、同地区を詐欺犯人が徘徊している可能性が十分に考えられます。

このような情勢を鑑みると、該当防犯カメラは、その重要性が日々増しており、 設置することにより犯罪抑止効果を高める一方、被害等の発生時には早期の犯 人検挙等に繋げられることから、街頭防犯カメラを設置する必要性が高いと考 えられます。

林町南町会地区の指定については、富坂警察署からも宜しくお願いしたいと 思います。